

# 京都府食の安心・安全推進条例に基づく施策の提案事務取扱要領

平成18年5月17日

## 1 趣旨

この要領は、京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号）第23条第1項の規定による知事への施策の提案に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定める。

## 2 施策の提案ができる者

施策の提案ができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 府内に住所又は居所を有する者
- (2) 府内に事務所、事業所その他の事業に係る施設又は場所を有する者

## 3 対象となる提案事項

対象となる提案事項は、次に掲げるものとする。

なお、個別の事案は、対象とはならない。

- (1) 食の安心・安全の確保に関する府の施策の策定に係る事項
- (2) 食の安心・安全の確保に関する府の施策の改善に係る事項
- (3) 食の安心・安全の確保に関する府の施策の廃止に係る事項

## 4 施策の提案に関する担当事務

- (1) 担当課・室等は、次に掲げる事務を行う。

ア 施策の提案に係る相談及び説明に関すること。

イ 施策の提案に係る必要な調査及び検討に関すること。

ウ 施策の提案に係る処理の決定に関すること。

- (2) 食の安心・安全プロジェクトは、(1)に掲げるもののほか、次に掲げる事務を行う。

ア 食の安心・安全の確保に関する施策提案書（京都府食の安心・安全推進条例施行規則（平成18年京都府規則第6号。以下「施行規則」という。）別記第3号様式。以下「施策提案書」という。）の受付に関すること。

イ 食の安心・安全の確保に関する施策検討結果通知書（施行規則別記第4号様式。以下「施策検討結果通知書」という。）の通知に関すること。

ウ 施策の提案に係る担当課・室等の特定に関すること。

## 5 施策提案書の受付

- (1) 施策提案書の受付に係る窓口等

ア 食の安心・安全プロジェクトは、施策提案書の提出を受け付ける。

なお、施策の提案をする者は、施策提案書を直接持参するか、又は郵送することにより提出する。

イ 食の安心・安全プロジェクトは、施策提案書を受け付けた場合で、まだ担当課・室等が特定されていないときには、提案施策を所管すべき担当課・室等を特定する。ただし、必要に応じて、当該提案施策に関係がある複数の担当課・室等

を特定する場合がある。

なお、担当課・室等を特定できない場合には、食の安心・安全プロジェクトが担当する。

ウ 食の安心・安全プロジェクトは、速やかに施策提案書の写しを担当課・室等に送付するものとする。

(2) 施策提案書の受付に当たっての留意事項

ア 提案施策1件につき1通を提出すること。

イ 施策の提案をする者が、身体の障害等により自ら施策提案書に記載することが困難であると認められるときは、職員が代筆するなど適当な方法により対応すること。

(3) 施策提案書に係る各欄の留意事項

ア 「提案者」欄

(ア) 施策の提案をする者の「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」が正確に記載されていること。

(イ) 連絡先として、確実に連絡できる電話番号(自宅、勤務先、携帯電話の番号等)が記載されていること。

(ウ) 施策提案書への押印は、不要であること。

イ 「提案の内容」欄

(ア) 提案施策の内容が具体的に記載されていること。

(イ) 個別の事案又はそれに対して求める個別の措置が記載されていないこと。

ウ 「提案の端緒となった事案の概要」欄

施策の提案をする端緒となった具体的事案がある場合には、当該事案又はその概要について記載されていること。

なお、特段の端緒となった具体的事案がない場合には、その旨の記載があること。

(4) 施策提案書を受け付けた場合の提案者に対する説明事項

ア 施策の提案に係る処理の決定には、調査等により日数を要すること。

イ 施策の提案に係る検討の結果は、書面により通知されるとともに、当該施策の提案に係る趣旨に沿ったものとはならない場合(特段の措置を講じない場合も含む。)があること。

## 6 施策の提案に係る処理

(1) 施策の提案に係る調査

担当課・室等又は食の安心・安全プロジェクトは、施策提案書が提出された場合は、提案施策及びこれに関係する施策の現状、施策の提案の端緒となった事案等について、速やかに必要な調査を行うものとする。

(2) 施策の提案に係る検討

担当課・室等又は食の安心・安全プロジェクトは、施策の提案を処理するに当たっては、(1)の調査結果等に基づいて、施策の提案に応じその趣旨に沿った措置を講じるか否かの検討を行う。

(3) 京都府食の安心・安全審議会への意見照会

食の安心・安全プロジェクトは、必要に応じて、京都府食の安心・安全審議会の

意見を聴くものとする。

(4) 施策の提案に係る処理の決定及びその通知

ア 担当課・室等が施策の提案に係る処理を決定した場合にあっては、食の安心・安全プロジェクトは、速やかに、施策検討結果通知書を提案者に通知するとともに、その写しを担当課・室等に送付するものとする。

イ 食の安心・安全プロジェクトが施策の提案に係る処理を決定した場合にあっては、食の安心・安全プロジェクトは、速やかに施策検討結果通知書を提案者に通知するものとする。

(5) 施策検討結果通知書に係る各欄の留意事項

ア 「提案の概要」欄

どのような提案施策であるか、どのような措置を求められたかについて記載すること。

イ 「検討結果の内容」欄

(ア) 施策の提案に係る趣旨に沿った措置を講じる場合

施策の提案に係る趣旨に沿った措置を講じる旨及びどのように措置を講じるのかを記載すること。

(イ) 施策の提案に係る趣旨に沿った措置以外の措置を講じる場合

施策の提案に係る趣旨とは別異の措置を講じる旨及び当該別異の措置を講じる理由を記載すること。

(ウ) 措置済みの提案である場合

施策の提案に係る趣旨に沿った措置が当該施策の提案より前に講じられている旨及びどのように講じられているのかを記載すること。

(エ) 特段の措置を講じない場合

特段の措置を講じない旨及びそのように判断した理由を記載すること。

## 7 処理の内容の実施

担当課・室等又は食の安心・安全プロジェクトは、施策の提案に係る処理を決定した場合は、速やかに当該処理の内容を実施するものとする。